

い。

第二節 業務

(信託受益権の内容の説明)

第九十四条 信託受益権販売業者は、信託受益権の販売等を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を説明しなければならない。ただし、顧客の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 信託財産の種類、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法並びに信託財産の交付に関する事項
- 二 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項
- 三 信託の設定時における第三者による信託財産の評価の有無その他信託財産の評価に関する事項
- 四 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続に関する事項
- 五 その他内閣府令で定める事項

(信託受益権の内容を記載した書面の交付)

第九十五条 信託受益権販売業者は、その行う信託受益権の販売等により信託受益権の売買契約が成立した

ときは、遅滞なく、顧客に対し信託受益権の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくとも顧客の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 信託受益権販売業者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該信託受益権販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(行為準則の準用)

第九十六条 第二十四条の規定は、信託受益権販売業者が顧客に対して行う信託受益権の販売等について準用する。

第三節 経理

(信託受益権販売業務に関する帳簿書類)

第九十七条 信託受益権販売業者は、信託受益権販売業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなけれ

ばならない。

(信託受益権販売業務に関する報告書)

第九十八条 信託受益権販売業者は、営業年度又は事業年度ごとに、信託受益権販売業務に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の信託受益権販売業務に関する報告書を、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託受益権販売業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第九十九条 信託受益権販売業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 信託受益権販売業を廃止したとき（分割により信託受益権販売業の全部の承継をさせたとき、又は信託受益権販売業の全部の譲渡をしたときを含む。）。 その個人又は法人

- 二 信託受益権販売業者である個人が死亡したとき。 その相続人
- 三 信託受益権販売業者である法人が合併により消滅したとき。 その法人を代表する役員であつた者
- 四 信託受益権販売業者である法人が破産により解散したとき。 その破産管財人
- 五 信託受益権販売業者である法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。 その清算人
- (立入検査等)
- 第一百条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の信託受益権販売業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託受益権販売業者若しくは当該信託受益権販売業者との業務に関する取引する者に対し当該信託受益権販売業者の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託受益権販売業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況にして質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第一百一条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の業務の状況に照らして、当該信託受益権販売業者の信託受益権販売業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託受益権販売業者に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第一百二条 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第八十九条各号（第二号ロを除く。）に該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第八十六条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
- 三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。
- 四 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者の役員が、第五条第一項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該信託受益権販売業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(登録の失効)

第一百三条 信託受益権販売業者が第九十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又は第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けたときは、当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第一百四条 内閣総理大臣は、第八十六条第三項の登録の更新をしなかつたとき、第一百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消したとき、又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

第五節 雜則

(適用除外)

第一百五条 第八十六条第一項の規定にかかるわらず、信託会社等（信託会社（管理型信託会社を除く。）、外国信託会社（管理型外国信託会社を除く。）、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。）、外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。）をいう。次項において同じ。）は、信託受益権販売業を営むことができる。

2 信託会社等が前項の規定により信託受益権販売業を営む場合においては、当該信託会社等を信託受益権販売業者とみなして、第五十一条第九項、第九十三条から第九十八条まで、第一百条から第一百二条まで及び次条第二項の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、第一百二条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号又は第四号」と、「当該信託受益権販売業者の第八十六条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」とする。

3 住宅金融公庫、中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫（次項において「住宅金融公庫等」という。）が、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第二十七条の六第一項、中小企業金融公庫法（昭

和二十八年法律第百三十八号) 第二十五条の四第一項又は公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十
三号) 第二十六条の三第一項の規定による信託受益権の販売(次項において「信託受益権の販売」とい
う。)を行う場合には、第八十六条第一項の規定は、適用しない。

4 住宅金融公庫等が信託受益権の販売を行う場合においては、当該住宅金融公庫等を信託受益権販売業者
とみなして、第九十四条から第九十六条までの規定及びこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。

第七章 雜則

(財務大臣への資料提出等)

第一百六条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{なん}処理制度及び金融危機管理に關し、信託業に係る制度の企
画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求
めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{なん}処理制度及び金融危機管理に關し、信託業に係る制度の企画又は
立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、信託会社、外国信託会社、信
託契約代理店又は信託受益権販売業者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任)

第一百七条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(適用関係)

第一百八条 この法律及びこれに基づく命令以外の法令において「信託会社」とあるのは、別段の定めがない限り、外国信託会社を含むものとする。

(内閣府令への委任)

第一百九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、登録、認可及び承認に関する申請の手続、書類の提出の手續、記載事項及び保存期間その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第一百十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又

は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで信託業を営んだ者
- 二 不正の手段により第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者
- 三 不正の手段により第七条第一項、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた者
- 四 第十五条の規定に違反して、他人に信託業を営ませた者
- 五 第六十七条第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託契約代理業を営んだ者
- 六 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けた者
- 七 第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者
- 八 第八十六条第一項の規定に違反して、信託受益権販売業を営んだ者

九 不正の手段により第八十六条第一項の登録を受けた者

十 第九十三条の規定に違反して、他人に信託受益権販売業を営ませた者

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第八項又は第五十三条第九項の規定により付した条件に違反した者

二 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

三 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第八十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

五 第百二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第八条第一項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第八条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第二十二条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けないで信託業、信託契約代理業、信託受益権販売業及び財産の管理業務以外の業務を営んだ者

四 第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号（これらの規定を第七十六条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

五 第二十九条第二項の規定に違反した者

六 第三十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

七 第三十四条の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供した者

八 第三十六条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第三十七条第二項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第三十九条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十二 第四十一条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十三 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四十二条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十四 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において

準用する場合を含む。）又は第四十二条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十五 第五十一条第二項の規定による届出をせず、又は同項の届出書若しくは同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十六 第五十一条第四項の規定による命令に違反した者

十七 第五十一条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第五十一条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十九 第五十一条第六項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十 第五十一条第八項又は第九項の規定に違反した者

二十一 第五十三条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十二 第五十四条第二項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十三 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二十四 第五十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十五 第五十八条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十六 第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十七 第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

二十八 第七十八条の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供した者

二十九 第八十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提

出をした者

三十 第八十一条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三十一 第八十七条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三十二 第九十八条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

三十三 第百条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三十四 第百条第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百四条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反して、認可を受けないで資本の額を減少した者

- 二 第十一条第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者
 - 三 第十三条第一項の規定に違反して、認可を受けないで業務方法書を変更した者
 - 四 第十六条の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者
 - 五 第十八条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
 - 六 第二十一条第四項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けないで業務の内容又は方法を変更した者
 - 七 第九十五条第五項の規定に違反して、信託受益権販売業務を開始した者
- 第一百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第十一条第八項又は第九十二条第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者
 - 二 第十七条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは第十七条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくはこれに添付すべき書類を提出した者

三 第二十一條第三項（第六十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第二十六條第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

五 第二十七條第一項の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

六 第二十九條第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

七 第九十五条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者

四 第十九条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第四十一条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 六 第五十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 七 第五十七条第一項、第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 八 第七十一条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 九 第七十二条第一項の規定に違反した者
 - 十 第七十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 十一 第七十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 十二 第九十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 十三 第九十二条第一項の規定に違反した者
 - 十四 第九十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 十五 第九十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第一百七十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても該各

号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百十二条 三億円以下の罰金刑
 - 二 第百十三条（第三号、第十二号及び第二十二号を除く。） 二億円以下の罰金刑
 - 三 第百十四条第五号 一億円以下の罰金刑
 - 四 第百十一条、第一百十三条第三号、第十二号若しくは第二十三号、第一百十四条（第五号を除く。）又は前二条 各本条の罰金刑
- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 第一百十八条次の各号のいずれかに該当する場合には、信託会社の役員若しくは清算人、外国信託会社の国内における代表者若しくは清算人又は信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者（当該信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者が法人であるときは、その役員若しくは清算人）は、百万円以下の過料に処する。
- 一 第四十三条の規定による命令に違反したとき。